

報 告 書 記 入 要 領 1
 〈産業廃棄物施設設置事業者用（産業廃棄物処分量の許可業者を除く）〉

1 対象施設

福岡県知事の施設設置許可を受けた処理施設のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に設置されていた、次の産業廃棄物処理施設を対象とします。

施設名	許可(届出)対象規模	施設名	許可(届出)対象規模
汚泥脱水施設	10 m ³ /日超	コンクリート固形化施設	全て対象
汚泥乾燥施設(機械乾燥)	10 m ³ /日超	水銀化合物汚泥ばい焼施設	全て対象
〃 (天日乾燥)	100 m ³ /日超	シアン化合物分解施設	全て対象
汚泥焼却施設	5 m ³ /日超	廃石綿等の熔融施設	全て対象
廃油油水分離施設	10 m ³ /日超	PCB汚染物等の焼却施設	全て対象
廃油焼却施設	1 m ³ /日超	PCB汚染物の洗浄施設	全て対象
廃酸・廃アルカリ中和施設	50 m ³ /日超	産業廃棄物の焼却施設	0.2 t/時以上
廃プラスチック類破碎施設	5 t/日超	(廃プラスチック類以外)	
廃プラスチック類焼却施設	0.1 t/日超	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t/日超
安定型最終処分場	全て対象	管理型最終処分場	全て対象

2 記入方法及び注意事項

- (1) 「記入例」及びその注釈の※印を参照しながら読み進めてください。
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、「1 対象施設」で処理した実績について記入してください（表の許可（届出）対象規模未達の施設については、報告不要です）。
- (3) 実績がない場合は、余白に「実績なし」と記入して提出してください。

3 報告様式

- (1) 中間処理施設に関する報告 … 実績報告書第1号（記入例1-1参照）
 - (2) 最終処分場に関する報告 … 実績報告書第2号（記入例1-2参照）
- ※「別紙1 産業廃棄物の処理実績報告の提出方法」の電子申請の方法（手順）の(1)～(3)の方法で、福岡県ホームページ上から様式等の電子ファイルをダウンロードできます。

4 問い合わせ先兼提出先

お問い合わせやご提出は、「別紙2 管轄の保健福祉環境事務所（問い合わせ先兼提出先）」に行ってください。

5 提出方法

処理実績報告は、電子申請(インターネットで提出)することができます。
 福岡県では、デジタル化を推進しておりますので、電子申請による提出にご協力をお願いいたします。

詳しくは、「別紙1 産業廃棄物の処理実績報告の提出方法」をご確認ください。

なお、電子申請による提出が困難な場合についても、別紙1に提出方法を記載しておりますので、ご参照ください。